

# 避難行動要支援者名簿への登録を受付

## 災害時の避難に支援が必要な方は区へ届出を

区では、平成26年度から災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。今年度は7月1日を基準日として対象となる方を抽出し、名簿を更新します。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方からの届出を受け付けます。

なお、次の方はすでに名簿に登録されていますので改めての届出は必要ありません。  
○平成26年7月に区から発送された「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」を提出した方  
○すでに「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」を提出した方

※支援の必要がなくなった場合には区へご連絡ください。取届をお送りします。

### 区で名簿登録の対象としている方

- ①75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方だけの世帯
- ②介護保険制度の要介護3～5に該当する方(特別養護老人ホームに入所している方は除く)
- ③身体障害者手帳の肢体不自由(各個別等級) 1・2級、視覚および聴覚障害の1・2級に該当する方
- ④愛の手帳の1・2度に該当する方

名簿種別	名簿登録対象者	提供団体等
関係機関共有方式名簿	区で名簿登録の対象としての方(右記①～⑤)	消防署、警察署、社会福祉協議会、拠点避難所(区立小・中学校)
同意方式名簿	右記①～④のうち、名簿の外部提供に同意(登録届出した方)および⑤の方	災害協力隊(町会、自治会等)、災害支援センター、民生児童委員、長寿サポートセンター、長寿サポート

※各団体には管轄・担当区域の名簿を提供

提出書類「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」  
「避難行動要支援者に関する届出」福祉課福祉管理係  
☎(3647)4318  
FAX(3647)9186

「受付窓口」区役所(福祉課、防災課、障害者支援課、保健所保健予防課、各保健相談所、長寿サポートセンター、長寿サポート  
☎(3647)9587  
FAX(3647)8440

## 失業や借金など経済的な困りごとを支援

### お早めに気軽に相談を

区では「生活困窮者自立支援法」に基づき、さまざまな経済的な困りごとについて相談を受け付けける窓口を設けています。  
「収入が不安定で家賃や税金を滞納している」「家族が病気やひきこもりで仕事ができない」など失業・借金・家計から生じる経済的な困りごとについて、専門知識と経験を有する相談員が解決のお手伝いをします。窓口では相談員が悩み事をお聞きし、問題解決に向けた施策や情報を提供します。経済的な困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、早めに気軽に相談ください。

※江東区在住で、経済的に困りの方ならどなたでもご相談できます。

**住居確保給付金事業**  
離職した方で、就労能力と就業意欲のある方に常用就職に向けた

「提出書類」江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書  
「避難行動要支援者に関する届出」福祉課福祉管理係  
☎(3647)4318  
FAX(3647)9186

「区」防災対策全般に関すること  
「防」防災課災害対策係  
☎(3647)9587  
FAX(3647)8440

「延長期間」  
①帰還困難区域等および上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域において被災し、転入された方  
②東日本大震災で、帰還困難区域等、上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等および平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域において被災し、転入された方

「特別養護老人ホーム申込者で新たに要介護度1・2になった方へ」  
特例入所要件該当申告書等の提出を

「特別養護老人ホーム申込者で新たに要介護度1・2になった方へ」  
特例入所要件該当申告書等の提出を